さいたま市告示第　１７００　号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及びさいたま市市税条例（平成１３年さいたま市条例第６７号）第７条の規定により、公示送達する。

令和８年１１月６日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　送達すべき書類を特定するために必要な情報

財北個第２０３９号

２　送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり

３　その他

⑴　送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

⑵　公示をした日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

４　連絡先

⑴　担当　さいたま市財政局北部市税事務所個人課税課

⑵　電話　０４８（６４６）３１４０

[redacted]

令和　8年度

財北個第２０３９号
公示送達対象者一覧

公示日令和　8年11月　6日
8頁

No	氏　名　・　名　称	住　所　・　所　在　地	通知書番号
1	塚越　純平	[redacted]	